

拡張機能

1 免許証をICカードリーダーで簡単に情報確認と読み込みができます。



2 プリンターで点呼完了記録をシール化して検温記録のエビデンスとして使用可能です。



3 点呼完了時に解錠自動で鍵の受け渡しができます。

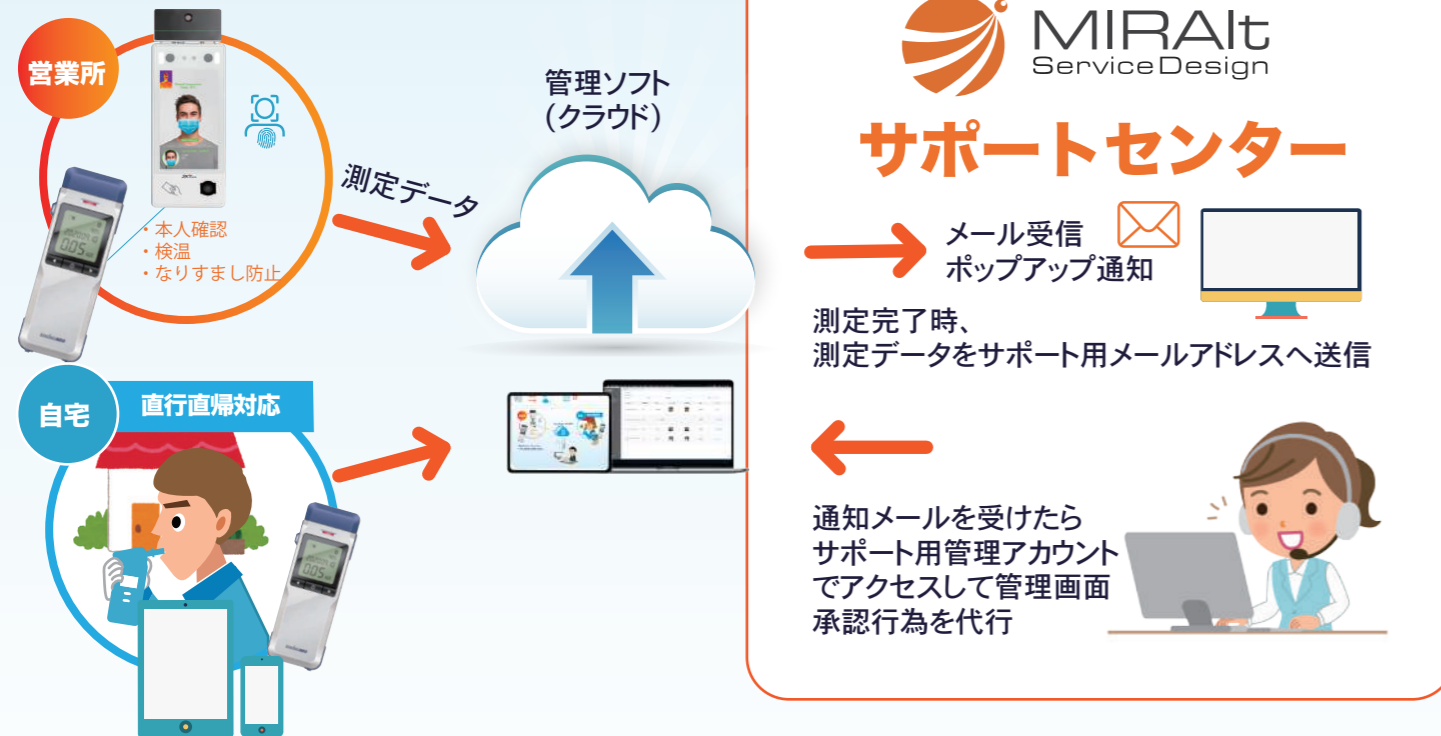


4 睡眠測定とのオプション連携ができます。
※開発企画中



勤務時間外でのアルコール検査業務代行サービス

アルコール検査時のメール通知を弊社サポート窓口宛に設定。
メール通知時にサポート用アカウントで点呼結果を確認し、確認者名を記録します。



■ お問い合わせ先

03-6869-4510
al-rollcall.info@msdcorp.co.jp

株式会社MIRAI Service Design
(英文表記 MIRAI Service Design co.,ltd)
https://www.msdcorp.co.jp/
〒101-0021 本社 東京都千代田区外神田2-4-4 第一電波ビル新館3F
TEL: 03-6869-4510 FAX: 03-6869-4511

MIRAI Service Design



安全運転管理支援システム

Ai-RollCall!

アルコール検査業務のDX化



道路交通法改正に伴い2022年10月1日より、トラック・バス等の運送事業者以外でも、乗車前後のアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認が義務化されます。

安全運転管理者の選任

業務で自動車を使用する事業主は、乗車定員が11人以上の自動車1台以上、またはその他の自動車5台以上(50cc以上のバイクは0.5台と計算)を使用する事業所ごとに1人選任する義務があります。
※詳しくは、道路交通法第七十四条の三等を参照ください。

安全運転管理者の業務

▶2022年4月1日より施行

- 道路交通法施行規則【第九条の十(六)】
運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認すること。
- 道路交通法施行規則【第九条の十(七)】
前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存すること。

※詳しくは、道路交通法第七十四条の三等を参照ください。

▶2022年10月1日より施行

- 道路交通法施行規則【第九条の十(六)】
運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うこと。
※呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。
- 道路交通法施行規則【第九条の十(七)】
前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

AI-Rollcall システム概要

顔認証機能標準搭載タブレットにより…

タブレットの顔認証により本人確認や検温が可能です。
顔認証と測定時の写真を残すことでなりすましを防止します。

顔認証機能

タブレットの顔認証により本人確認や検温が可能です。
顔認証と測定時の写真を残すことでなりすましを防止します。



直行直帰対応



外出先

自宅からスマホアプリを利用しアルコールチェックします。



自宅

アルコールが閾値を超えた時は管理者へメールで通知します。



事務所

アルコール濃度、顔写真、車番等をクラウド上の管理ソフトに送信して履歴を保存します。

※スマホ連携時はクラウドサーバーが必須になります。

クラウド・ローカル 運用両対応

クラウド上もしくはPC上で確認管理が可能です。
手書きでの管理簿が不要になります。



AI-RollCall 導入のメリット

1. **ドライバーのメリット**
直行直帰時もスマートフォンで遠隔からアルコール検査が可能です。

2. **安全運転管理者のメリット**
点呼結果が電子データとして保存され管理がスムーズになります。
(手書き、紙の帳票管理の削減)

3. **経営者のメリット**
点呼結果が自動でクラウドに保存・管理されるので改ざん・不正利用防止に繋がります。
電子化により、ペーパーレスで経費削減に繋がります。

